

# 吹付け材のアスベスト 調査費助成について

練馬区では、建築物（工作物を含む。以下「建築物等」といいます。）のアスベスト対策として、吹付け材のアスベスト含有調査等を行う費用の一部を助成します。

## 1 助成対象の調査

つぎに掲げる調査のいずれかを一回に限り助成します。

- (1) 吹付け材の成分分析調査（アスベストの含有の有無を確認するためのもの。）
- (2) 空気環境測定調査（外部に露出している吹付け材でアスベストの含有が判明している場合に、アスベスト繊維が空气中に飛散していないかを確認するためのもの。）  
アスベスト除去等工事の施工前・中・後において、東京都環境確保条例等により義務付けられる大気中のアスベスト濃度測定は、助成の対象となりません。  
建築用仕上塗材は、助成の対象となりません。

## 2 助成対象の建築物等

区内に所在する民間の建築物等が対象です。

## 3 助成対象者

- (1) 対象の建築物等の所有者で、個人住民税および軽自動車税を滞納していない個人の方
- (2) 対象の建築物等の所有者で、法人住民税を滞納していない中小企業の代表者の方
- (3) 分譲共同住宅の調査をする場合は、分譲共同住宅の管理者（管理組合の理事長等）の方

## 4 助成内容

| 建築物等の用途                  | 助成率      | 助成限度額 |
|--------------------------|----------|-------|
| 戸建住宅                     | 調査費用の1/2 | 5万円   |
| 分譲共同住宅<br>賃貸共同住宅<br>事業所等 |          | 10万円  |

千円未満切捨て。消費税相当額は対象に含みません。

助成は1棟に対して1回限り。（過去に交付を受けた棟については助成対象になりません。）

## 5 助成事業の実施期間

4月1日から翌年3月31日まで

助成金交付申請から請求までの手続（裏面7(3)～(6)）は、同一年度内（3月15日まで）に完了していただく必要があります。無理のない調査スケジュールをご検討ください。

## 6 助成金交付の申請方法

調査実施前に、所定の申請用紙に記入し、必要書類を添付して窓口（裏面参照）に提出してください。申請用紙は、区ホームページからダウンロードできます。

## 7 手続の流れ

- (1) 事前相談 [ 所有者 ]
- (2) 現場確認 [ 区 ]
- (3) 「アスベスト調査助成金交付申請書」(第1号様式)の提出 [ 所有者 ]
  - <添付書類>
    - 案内図 (1/25,000 以上)
    - 区域図 (1/2,500 以上) ... 敷地区域を赤色で表示してください。
    - 建築物等の配置図
    - フロア平面図 ... 吹付け材の施工区画を明示してください。
    - 現況写真 (建築物等の外観および吹付け材の施工状態を撮影したもの)
    - 建築物等の所有者・建築年月日・用途・構造を証する書類 (アおよびイ)
      - ア 3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の原本
      - イ 確認通知書または検査済証の写し、あるいは建築確認申請受付台帳記載事項証明書
    - 税を滞納していないことを証する書類 (ウまたはエ)
      - ウ 個人住民税および軽自動車税の納税証明書または非課税証明書
      - 個人住民税等の納付状況を区が確認することに同意される練馬区民の方および、分譲共同住宅の共用部分を工事する場合で、管理者の方が申請するときは、提出不要。
      - エ 法人住民税の納税証明書または非課税証明書
    - 複数の調査機関の見積書 (※) ... 税別で見積を依頼してください。
    - 法人に係る登記事項証明書 (中小企業者の場合)
    - 分譲共同住宅の管理者であることを証する書類および調査実施の決議を証する書類 (共用部分を調査する場合)
    - 吹付け材の分析結果報告書 (空気環境測定調査の申請の場合)
- (4) 助成金交付決定の通知 [ 区 ]
- (5) アスベスト調査の実施・完了 [ 所有者 ]
- (6) 「アスベスト調査助成金交付請求書」(第5号様式)の提出 [ 所有者 ]
  - <添付書類>
    - 調査機関が発行した領収書の写し等の支払を証する書類
    - 調査機関が発行した調査結果報告書 (※)
    - 調査に関与した「建築物石綿含有建材調査者」の講習修了証の写し (※)
- (7) 助成金交付確定額の通知 [ 区 ]
- (8) 助成金の交付 [ 区 ]

\* 助成を受けるには、「建築物石綿含有建材調査者」(国土交通省創設資格)が調査に関与することが必要になります。詳しくは、窓口でご相談ください。

[ 申請窓口 ] 練馬区 環境部 環境課 環境規制係 (本庁舎 18 階)  
T E L : 03-5984-4712 (直通) F A X : 03-5984-1227  
e-mail : KANKYOU04@city.nerima.tokyo.jp